

岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について

1 背景

本市の製造品出荷額の約8割は、自動車部品関係の製造業や事業者向け製造業（BtoB製造業）です。これらの業種により、本市は県内でも高い製造品出荷額を誇る半面、特定の業種の景気によって市の歳入が左右される懸念があります。

そのような課題に対し、本市で不足している業種の創出・誘導を図るものとして、岡崎市工場等建設奨励条例の一部を改正し、新たな奨励制度として「（仮称）岡崎市新産業創造推進奨励金」を設け、本市に不足している一般消費者向け製造業（BtoC製造業）に係る工場立地を後押ししようとするものです。これにより、大河ドラマを契機とした「家康印」の製品として全国に岡崎市の名を広められ、市への相当規模の歳入貢献が見込まれる企業を誘致することで、本市のものづくり産業の更なる成長を実現します。

2 改正内容（新たな奨励制度の概要）

新奨励金の要件 ¹	
対象	土地を新たに取得し、建築する工場等
業種	製造業（BtoC製造業）
対象地域	市内全域
投資規模 （土地を除く）	大企業：25億円以上 中小企業：5億円以上
新規雇用	大企業：20人以上 中小企業：5人以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新たに20,000㎡以上の土地を取得し、工場等を建築 主としてBtoC製品²を製造する工場 奨励金交付額に見合う市への歳入貢献があること

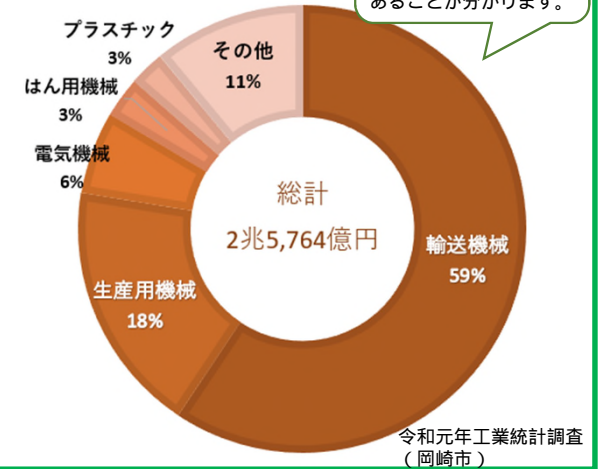
交付対象経費
土地・家屋・償却資産の取得費用
奨励金の額
取得費用の10%～40% 奨励金の交付対象となる工場において製造されるBtoC製品の出荷額割合により奨励金の額を決定します。
交付上限額
25億円（5年以内の分割交付）

- 1 奨励金の認定は審査を行うため、申請を受付けても認定を保证するものではありません。
- 2 BtoC製品...消費者に直接販売又は小売店舗等で販売する最終消費材



岡崎市の産業（中分類）別製造品出荷額

約8割が自動車部品関係の製造業や事業者向け製造業（BtoB製造業）であることが分かります。



現在の奨励制度

交付上限額10億円

工場等建設奨励金・倉庫等建設奨励金
市内で工場等を新增築するとき、新工場等に係る事業所税資産割相当額、固定資産税相当額を交付します。

企業再投資促進奨励金
市内に20年以上立地している企業が、新たな設備投資を行うときに、固定資産取得費用（土地取得費用を除く）の10%を交付します。

高度先端産業奨励金
市内で高度かつ先端的な技術を利用する物の製造およびその研究開発を行う工場等を新增設又は設備投資するとき、固定資産取得費用（土地取得費用を除く）の5%～30%分を交付します。

3 今後のスケジュール案

パブリックコメントの実施	令和6年4月8日～令和6年5月8日
条例の提出	令和6年6月定例会
条例施行日	定例会議決日以降